

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

重点支援地方交付金を活用した給付金における
令和6年能登半島地震の被災者への対応について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日開催された令和6年能登半島地震非常災害対策本部で決定された「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」において、「個人住民税が全額免除される水準等となった被災者を含む世帯について、非課税世帯等への物価高対策支援（合計10万円/世帯、こども加算5万円/人）の対象とする。」とされたところです。

これを踏まえ、条例により住民税が全額免除される水準等となった被災者を含む世帯については、住民税の免除の有無に関わらず、住民税非課税世帯等として扱い、重点支援地方交付金を活用した住民税非課税世帯給付等（合計10万円/世帯、こども加算5万円/人）の対象とすることとし、具体的な取扱いについて、下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

今般の措置の対象となる被災世帯がいることが想定される地方公共団体におかれましては、対象となる被災者の方々に対してできる限り早く給付できるよう、準備をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、住民税が全額免除される水準等となった者を含む世帯への給付について

(1) 対象世帯について

重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を活用した給付金については、これまでも、地方税法（昭和25年法律第226号）第323条に基づき条例で定めるところにより、住民税均等割を全額免除された世帯については、住民税非課税世帯として扱い、交付限度額の算定対象としていたところです。

令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税均等割が全額免除される水準となった者を含む世帯

帯については、住民税の免除の有無に関わらず、令和5年度住民税均等割非課税世帯として扱い、給付（1世帯あたり10万円、18歳以下の児童1人あたり5万円）の対象とします。

また、同様に、条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者を含む世帯についても、住民税の免除の有無に関わらず、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯として扱い、給付（1世帯あたり10万円、18歳以下の児童1人あたり5万円）の対象とします。

（2）対象外世帯について

既に、低所得世帯支援枠や給付金・定額減税一体支援枠を活用した低所得者向け給付（令和5年度住民税非課税世帯への給付、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付、新たに住民税非課税となる世帯への給付、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付）（以下「低所得者向け給付」という。）を受けている世帯は、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、住民税が免除される水準等となった者を含む世帯への給付（以下「被災世帯向け給付」という。）の対象外とします。

また、被災世帯向け給付を受けた世帯については、今後実施する低所得者向け給付の対象外とします。

（3）その他の留意点

①世帯内に被害を受けた住宅等の所有者でない者がいる場合の取扱いについて

地方公共団体が定める住民税の減免に関する条例や規則等においては、住宅又は家財（以下「住宅等」という。）が一定程度の被害を受け、前年合計所得が一定金額以下の者について、住民税を全額免除することとしている場合があります。被害を受けた住宅等の所有者でない納税義務者が世帯内にいる場合、当該納税義務者は住民税の全額免除の水準等とはならない場合がありますが、こうした世帯についても、住民税が全額免除される水準等となった者を含む場合には、被災世帯向け給付の対象とします。

②保険金等の金額の取扱いについて

地方公共団体が定める住民税の減免に関する条例や規則等においては、住宅等が災害により受けた損害の金額（以下「住宅等が受けた損害の金額」という。）をもとに住民税の免除の割合を決定する場合があります。その際、住宅等が受けた損害の金額については、保険金や損害賠償金等により補てんされるべき金額（以下「保険金等の金額」という。）を除く取扱いとしている場合がありますが、迅速な支給の観点から、保険金等の金額を除かずに住宅等が受けた損害の金額を算出し、住民税が全額免除される水準等となった者を含む世帯については、被災世帯向け給付の対象として差し支えありません。

③住民税の減免に関する条例や規則等が未制定の場合の取扱いについて

住民税の減免に関する条例や規則等が未制定の地方公共団体においても、令和6年能登半島地震の被災者向けに条例や規則等を制定する予定がある場合は、制定予定の条例や規則等において、住民税が全額免除される水準等となることが見込まれる者を含む世帯については、被災世帯向け給付の対象として差し支えありません。

ただし、当該条例や規則等が制定されなかったり、当初の予定と異なる条例や規則等

が制定され、本来、被災世帯向け給付の対象とならない世帯へ給付した場合は、交付限度額の算定対象とならなかったり、返還等の対象になりえますのでご注意ください。

2. 被災世帯向け給付の円滑な実施について

(1) 罹災証明書の発行と併せた給付の案内等について

地方公共団体が定める住民税の減免に関する条例や規則等においては、住宅等が一定程度の被害を受け、前年合計所得が一定金額以下の者について、住民税を全額免除することとしている場合があります。住宅の被害程度については、罹災証明書により確認することができることから、地方公共団体が罹災証明書を発行する際に、住民税全額免除等の対象となりうる住宅被害を受けた被災者に対して、被災世帯向け給付の対象となりうることを周知するとともに、被災者から申請を受け付け、給付することが考えられますので、給付方法の検討の参考としてください。

また、このほか、住民税全額免除等の対象となりうる住宅被害の罹災証明書を発行した被災者について、前年合計所得等を確認し、給付対象となる被災世帯を抽出し、給付の案内を通知することも考えられますので、給付方法の検討の参考としてください。

(2) こども加算の同時給付について

今般の措置の対象となる被災世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯については、こども加算の対象になりますが、こうした世帯については、被災者の負担軽減の観点から、住民税均等割非課税世帯への給付又は住民税均等割のみ課税世帯への給付とあわせて申請していただき、まとめて給付することも考えられますので、迅速な給付や地方公共団体の事務に支障のない範囲で、給付方法をご検討ください。

<関係資料一覧>

- 別添1 給付金における令和6年能登半島地震の被災者への対応
- 別添2 被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ（概要）
- 別添3 被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ（関係個所抜粋）
- 別添4 （参考）令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について（令和6年1月9日付総務省自治税務局長通知）

以上

給付金における令和6年能登半島地震の被災者への対応

- 重点支援地方交付金を活用して、低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する給付金事業を実施しているところ。
- 今般、令和6年能登半島地震で被災し、条例により、令和5年度分の住民税が全額免除される水準等となった者を含む世帯について、令和5年度住民税非課税世帯等として扱い、住民税非課税世帯等への物価高対策支援（合計10万円／世帯、こども加算5万円／人）の対象とする。

<標準的な事業のイメージ>

【対象世帯】

以下の要件をすべて満たす世帯（既に住民税非課税世帯等として給付を受けている世帯を除く）

- 令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税の均等割（所得割）が全額免除される水準となった者を含む世帯
- 令和6年1月1日において市町村住民基本台帳に記録されている者を世帯主とする世帯

【給付額】

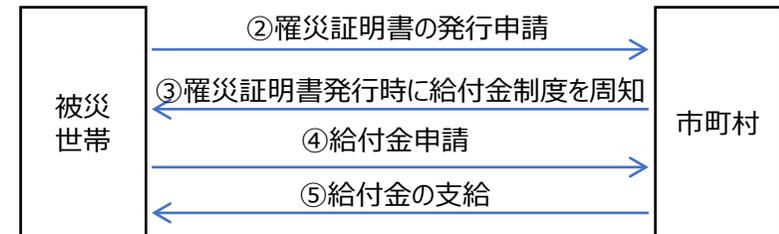
1世帯あたり10万円（こども1人あたり5万円を加算）

【財源：令和5年度補正予算、令和5年度予備費】

【給付の流れ（イメージ）】

- ①令和6年能登半島地震により被災
- ②被災者から自治体に対して、罹災証明書の発行申請
- ③罹災証明書の発行時に、自治体から被災者に対し給付の対象となりうることを周知
- ④被災者から自治体に対して、給付申請（罹災証明書の写し等を添付）
- ⑤自治体において、申請内容を審査した上で、給付金を支給

①地震により被災



<参考：条例による住民税の減免>

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

第323条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

○「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成12年自治事務官通知）において例示されている住民税を全額免除する水準

- 死亡した場合
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合
- 所有する住宅または家財につき災害により受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の5/10以上で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合

※住民税を全額免除する水準は、自治体ごとに定めるものであり、上記の例と異なる場合がある